

パブリック・コメント手続きの結果

(仮称) 横須賀市子どもの権利を守る条例 (案) について

I 市民等からの意見の集計結果

1 パブリック・コメント手続きの期間

令和3年12月27日(月)から令和4年1月24日(月)まで

2 意見の提出者と意見数

提出者 44人 意見数 129件

3 提出方法別の人数

提出方法	人数
持ち込み	0人
電子メール	32人
ホームページ	9人
FAX	3人
合計	44人

4 項目別の件数

項目別(1人あたり複数意見あり)	件数
前文	3件
目的(第1条)	1件
定義(第2条)	19件
第2章全体に関する内容(第3条~第6条)	1件
子どもが安心して生きる権利(第3条)	5件
子どもが自ら守り、守られ、育まれる権利(第4条)	6件
子どもの個性が尊重される権利(第5条)	1件
子どもが参加する権利(第6条)	4件
保護者の責務(第7条)	3件
市の責務(第8条)	14件
学校等の責務(第9条)	8件
地域の責務(第10条)	2件

事業者の責務（第 11 条）	2 件
子どもに関する施策の推進（第 12 条）	5 件
虐待及び体罰の防止（第 13 条）	23 件
いじめの防止（第 14 条）	4 件
子どもの参加（第 15 条）	4 件
障害のある子どもへの支援（第 16 条）	3 件
多様性の尊重（第 17 条）	1 件
市民への周知・啓発（第 18 条）	4 件
児童福祉審議会への報告（第 19 条）	1 件
評価・検証（第 20 条）	
その他の事項（第 21 条）	—
附則	2 件
その他	13 件
合計	129 件

※同趣旨の複数の意見を一つの意見としているものもあり、下記の項目数と項目別の件数が一致しない場合があります。

II 意見の概要と提案者の考え方

No.	項目	意見（概要）	考え方（対応）
1	前文	「児童の権利に関する条約の市民への周知と完全実施が必要である」「条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言」の文言を前文に挿入し、より条例制定の意義を明確すべき。	本条例は、第 1 条「目的」の趣旨にもありますとおり、国の批准した「児童の権利に関する条約（以下条約という）」の理念について、市として実現をめざすものです。そのため、条約を本市の実態に合わせ、いかに本市の子どもの権利を保障するかを念頭に置き、策定しており、条約の実現だけにとどまりません。
2	前文	最後の段落について、「その子どもにとって最も望ましい生き方が尊重されなくてはならない」という趣旨の文言以外は子どもの権利を守るということから外れる。	また、「子どもの権利」を保障した上で、横須賀市にどのような未来をもたらしたいのか、明確となるよう、前文を作成しており、最後の段落の文言は必要なものと考えています。
3	前文	「子どもらしい」という記載が、誰もがわかる様にするのは難しいのか。また、「その子どもにとって最も望ましい生き方」と表記があるが、詳しく教えていただきたい。	「子どもらしい」という文言は、一人ひとりの子どもにとって、ありのままに、すこやかに育ててほしいという願いを込めて使用しています。

			<p>また、「その子どもにとって最も望ましい生き方」とは、「その子ども一人ひとりにとって、最も良いことが第一に考えられなければならない」という条約の理念に沿っています。</p>
4	目的（第1条）	<p>「子どもの権利に関する条約の完全実施を目指すことを目的とする」の文言を挿入し、目的を更に明確にすべき。</p>	<p>条約は世界の子どもに向けてのものであり、その実現を目指しますが、特に横須賀市の子どもの権利を保障するためには、条約そのままではなく、条約を本市の実態に合わせ、いかに定めていくのかが重要であると考えています。</p>
5	定義（第2条）	<p>同等に権利を有すべき者の解釈がわかりづらい。</p>	<p>解説（1）に記載があるとおおり、18歳以上であっても、高等学校等に在学している場合や児童養護施設に入所している場合など個別の事情により同等に扱うことが適当である者を指しています。</p>
6	定義（第2条）	<p>「保護者」の定義に、「子どもを養育している親族」も入れるべき。親の虐待から逃れた子どもを養育している人がいる。</p>	<p>「保護者」については、解説にありますとおおり、「親に代わり子どもを養育する者」となるため、「子どもを養育している親族」も含まれると考えます。</p> <p>ただし、この例示については、全てを記載することはできないため、代表的な事項を掲載し、その他の者は「など」に含めています。</p>
7	定義（第2条）	<p>「学校等」の定義において、「放課後児童クラブ」を「その他」の施設にまとめず、本文及び解説に明記すべき。</p> <p>放課後児童クラブは学校から帰ってきた子どもたちをいつも近くで見ているところであり、児童虐待等の早期発見機関、生活の場を保障する事業として、子どもを守るという点で非常に大きな役割を果たしている。また、コロナ禍の中、最前線で子どもを預かって来た施設の</p>	<p>放課後児童クラブの放課後における児童健全育成事業にて果たしている役割は大きく、そして、今後さらに高まっていくものと考えられます。本条例においても、そして今後の本市の子ども施策においても重要な役割を果たしていると認識しています。</p> <p>ただし、定義における例示については、他の団体や、その果たしている役割も多く、全てを記載することはできないため、代表的なものにと</p>

		<p>ひとつである。</p> <p>こういった条例の一文に、放課後児童クラブの文字が入っていることで学校と協力して子どもを見ることができると思う。</p> <p>さらには学習塾や習い事を行っている施設もあると思う。子どもたちの放課後の在り方を考えていくという意味でも必要なのではないかな。</p>	<p>ども、その他は「など」に含めています。</p> <p>また、放課後児童クラブが、「学校等」に含まれるか、「地域」に含まれるかは、その状況、役割によって異なってくると考えています。</p>
8	定義（第2条）	<p>共働きの家庭が増える中、子どもは、学校にいる時間以外は一人で過ごすか、習い事か、学童にいることを考えると、「放課後児童クラブ」を「(4) 地域」の中の市民活動団体の中に含めるような表記にするのではなく、明文化すべき。</p>	
9	定義（第2条）	<p>「学校等」にはフリースクールも含まれるのか。</p> <p>学校を休む重要性と、不登校家庭支援が、地方公共団体に求められている。「不登校児童生徒」「ホームスクール」をしている子の権利も守る趣旨を明記していただきたい。</p>	<p>学校等の定義の中に「フリースクール」も含まれると考えます。</p> <p>「不登校児童生徒」「ホームスクール」をしている子どもも、「横須賀の子ども」であることに変わりなく、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があり、そのための児童生徒への支援や家庭への支援の必要性を認識しております。</p> <p>ただし、本条例は、その基礎となる「子どもの権利」を規定し、その権利を保障するための基本的な施策を定めるものです。そこから派生する具体的な施策については、本条例制定後、他自治体の取り組みやいただいたご意見を参考に検討され、効果的な方法を用いてすすめられると考えますので、議会として注視していきたいと考えています。</p>

10	第2章全体に関する内容(第3条～第6条)	<p>「子どもの権利」の内容を総括する「子どもの権利の尊重」の条文を追加してはどうか。子どもに固有の権利であることを確認し、この権利を尊重しなければならないことを表明する。子どもの権利を守ることは同時に、責任ある人間が構成する自由な社会を大人たちが努力して維持していく必要があることを、規定するべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、「子どもにもある当然の権利であることを確認し、この権利を尊重しなければならないこと」「子どもの権利を守ることは同時に、責任ある人間が構成する自由な社会を大人たちが努力して維持していく必要があること」は重要な事であると認識しています。これらのことは第3条から第6条に含めています。</p>
11	子どもが安心して生きる権利(第3条)	<p>条例本文に、解説にある人種、皮膚の色といった具体的なものを明記すべき。また、性に関して、「性的指向・性自認等含め」という風に明記してはどうか。横須賀市はパートナーシップ制度を導入している市であり、子どもをあらゆる差別から守るためには、条例本文で分かりやすく具体的にしておくべきである。</p> <p>また、解説(2)の差別の種類列記の中に「思想」も入れた方がよい。日本国憲法の中にも「思想の自由」は明記されており、考え方の違いで差別や不利益があってはならない。</p>	<p>本条では包括的に定めており、「あらゆる差別」を許さないという意味を込めています。解説にその内容の例示をする際、条約を参考に記載していますが、その例示については、全てを記載することはできないため、代表的なものにとどめ、その他は「など」に含めています。</p> <p>「性」については、第17条に「多様性の尊重」の項目を設けており、詳細はそちらの項目に規定しています。</p>
12	子どもが安心して生きる権利(第3条)	<p>3号の「あらゆる暴力」については「肉体的な暴力」「精神的な暴力」など明記した方が分かりやすい。</p>	<p>暴力については、「肉体的な暴力」「精神的な暴力」の二つに大別する考えもありますが、他にも「身体的なもの」「精神的なもの」「性的なもの」と分ける考えもあります。ここでは、「あらゆる」暴力を許さないという意味を込めて「あらゆる暴力」としています。</p>
13	子どもが安心して生きる権利(第3条)	<p>解説(3)の主体が「子ども」に「だけ」、あるように受け取れてしまう部分もある。「子どもが互いに認め合い、尊重し合える環境を社会が築くことが大切。またいじめや暴力から守られる存在あること。」など、解説表記への配慮があるとよ</p>	<p>いじめは子ども同士だけの話ではなく、大人も含めた問題であると考えられます。</p> <p>具体的ないじめについての規定は第14条で設けています。</p>

		い。	
14	子どもが自ら守り、守られ、育まれる権利（第4条）	<p>子どもの生活する場所・遊ぶ場所が地域の中からだんだん姿を消してしまっている。「横須賀の子どもは、横須賀が守る。」という宣言を守っていただきたい。</p>	<p>「遊び、学び、休息のできる環境が確保されること」は重要なことです。社会環境の変化もありますが、市としては、実質的にそうした環境が確保されるよう、本条例制定後も議会として注視していきたいと考えています。</p>
15	子どもが自ら守り、守られ、育まれる権利（第4条）	<p>「保護者、親族、子どもたちにかかわる大人による子からの経済的搾取の禁止」を加えるべき。現在、様々な方法で未成年者でも経済的な収益を得る手段を持っている。</p> <p>また、脆弱性が高い状況に置かれている家庭の子どもたちについて、多様な教育・ホームエデュケーションを肯定すること、家族、関係者などによる搾取や心理的な支配などを禁止、罰則規定を設置するべき。</p>	<p>子どもに対する経済的搾取の禁止、また脆弱性が高い状況に置かれている家庭の子どもたちを保護、支援することは大切なことと認識しています。</p> <p>ただし、本条例は、その基礎となる「子どもの権利」を規定し、その権利を保障するための基本的な施策を定めるものです。そこから派生する具体的な施策については、本条例制定後、他自治体の取り組みやいただいたご意見を参考に検討され、効果的な方法を用いてすすめられると考えますので、議会として注視していきたいと考えています。</p>
16	子どもが自ら守り、守られ、育まれる権利（第4条）	<p>自分の力で相談や助けを求めることができなかつたり、内容によって、自分からは無理がある場合、代理の方からでもできるようにしてほしい。</p> <p>また、ヤングケアラーは深刻な問題であり、横須賀市が先進的にこの問題に取り組む姿勢を示してほしい。直接的な話（親の介護、家族の世話などの話）でなくても気持ちを聞いてもらえる場所づくりが必要で、その相談室の設置も含めて条例に盛り込むと良い。</p>	<p>現状で第三者からの通報や相談もありますが、子どもを取り巻く環境によっては、子どもたち自身で、「すこやかな育ちを妨げるもの」から逃れることは難しいといえます。その時には周りの大人や社会がそれを手助けする、逃れさせることが重要です。</p> <p>また、ヤングケアラーの問題は深刻な問題として捉えており、あまたある子どもが「困っている」ことの中から、あえて記載をしています。</p> <p>ただし、本条例は、その基礎となる「子どもの権利」を規定し、その権利を保障するための基本的な施策を定めるものです。そこから派生</p>

			<p>する具体的な施策については、本条例制定後、規則の策定等の中で、他自治体の取り組みやいただいたご意見を参考に検討され、効果的な方法を用いてすすめられると考えますので、議会として注視していきたいと考えています。</p>
17	<p>子どもの個性が尊重される権利(第5条)</p>	<p>子どものプライバシーが守られるとあるが、スマートフォンの普及も急速に進んでおり、メディアに関連した項目が必要。</p>	<p>インターネット、特にSNSを介した子どもへの被害は深刻さを増しています。そうした危険性へは、第4条「子どもが自ら守り、守られ、育まれる権利」の解説にて警鐘を鳴らしています。</p> <p>ただし、本条例は、その基礎となる「子どもの権利」を規定し、その権利を保障するための基本的な施策を定めるものです。そこから派生する具体的な施策については、本条例制定後、他自治体の取り組みやいただいたご意見を参考に検討され、効果的な方法を用いてすすめられると考えますので、議会として注視していきたいと考えています。</p>
18	<p>子どもが参加する権利(第6条)</p>	<p>第1号の「自分の意見を表明する」について、言葉を持たない(持てない)子どももいることを考えると、それらは単に意見という枠組みを超えた(赤ちゃんであれば泣く、ぐずる、暴れるといった表現も含めて)大人の側の意識としてそれらも含めた理解を、条文でも示す必要がある。</p> <p>また、第6条の3項目を表すためには、タイトルを「子どもの意見表明と参加の権利」とすべき。</p>	<p>本条での「意見」については、ご指摘のとおり、「単に意見」という枠組みを超えた(赤ちゃんであれば泣く、ぐずる、暴れるといった表現も含めて)ものであるということは、条例策定における協議においても、認識がされており、「意見」に含まれると考えています。</p> <p>また条文の見出しについては、広くわかりやすいものが必要と考え、このようにしました。</p>
19	<p>子どもが参加する権利(第6条)</p>	<p>解説では子どもの権利条約の第12条にも対応するものとなっているが、条約第12条は、「意見表明権」の保障であり、「その子どもに影響を与える全ての事柄について自由</p>	<p>条約第12条に規定されている「意見表明権」は第5条第2号で規定しています。解説にも「子どもは自由な方法でいろいろな考えを伝えることができる。」とあり、意見表明権</p>

		に意見を表明する権利を保障」するもの。この条例案の第6条では、意見表明権が活動への参加に矮小化されることになる。条約第12条に該当する権利について触れられていないため、参加の権利とは別に、意見表明権として、新たに条項を追加すべき。	を説明しています。
20	保護者の責務（第7条）	<p>「第一義的な責任がある」の文言を「保護者は、子どもの成長にとって最も重要な役割があることを自覚し、」等の表現に変えるべき。「あなたに責任があるのですよ」という表現より、「社会と共に育てましょう、そしてあなたの役割が一番重要なのですよ」といった表現の方が、保護者の心に届くのではないか。</p> <p>保護者がその責務を果たせるよう、市が率先して支援することも明記するべき。この条文を読むと、苦しい状況にある保護者が更に追い詰められるように感じる。</p> <p>子どもの権利条約第18条では、親と行政がその援助義務を果たしてその実現を図ることとなっていることから市の援助義務を明記すべき。</p>	<p>条約第18条に「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」と規定されており、その部分より引用しています。</p> <p>ご指摘にある、「社会と共に育てましょう、そしてあなたの役割が一番重要なのですよ」というお考えのとおり、市が率先して保護者を支援することは重要です。</p> <p>ただし、本条は、保護者の「責務」について規定しており、条約にあるとおり、保護者として第一義的な責任を認識することも、重要であると考えます。</p> <p>条約第18条では「子どもを育てる責任は、まずその父母にあり、国はその手助けをする」ことが規定されています。「市の援助」については、本条例第8条「市の責務」に、保護者等への必要な支援を規定していることから、本条例制定後も議会として注視していきたいと考えています。</p>
21	市の責務（第8条）	「子どもの権利を保障するため、国や県などと連携する」というのは、どのように連携していくのか、具体的に載せてほしい。	様々な子どもに関する制度や補助金など、国・県と連携すべきこと、広域的な事柄も多いことから、市単独では子育て施策は行えません。そのため、十分な連携の必要性があります。
22	市の責務（第8条）	本市において「放課後児童クラブ」のほとんどが、民設民営で、補	第2項にて「それぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援

		<p>助金で事業を行なっているため、子どもたちの「生活の場」を確保するのが非常に困難な場合がある。解説にあるように、「財政的な支援」を強化し、市内の全ての子どもが「放課後も」安心、安全に過ごせるように、条例に基づき、実行してほしい。</p>	<p>を行わなければならない。」と規定しています。必要な支援が行われるよう、本条例制定後も議会として注視していきたいと考えています。</p>
23	市の責務(第8条)	<p>子どもたちのために、たくさんの方が努力しています。感染症の影響の他、支援の必要な人が大人も子どもも増えており、支援すべき大人たちが疲れ切ってしまうような、仕組みもぜひ充実させてほしい。</p> <p>また、格差社会の中、平等に生活したくても、たくさんの方がその様にできない状況にある。せつかく条例があっても、親が苦しいと子どもも苦しい。</p>	
24	市の責務(第8条)	<p>保護者の働き方の多様化で、放課後児童クラブは今後更に必要な場所になって行くことが考えられるが、定員や人員不足、指導員の仕事の責任の重さに対する雇用・待遇の悪さも問題ではないか。横須賀市には強く支援を求める。</p> <p>また、放課後児童クラブでは、コロナ禍における緊急事態宣言中など学校の校庭を使わせてもらえないなどの状況があり、子どもの居場所が削減されている。</p>	<p>第3項にて「市は、子どもの発達に応じて、遊び、学び、休息のできる居場所を確保することに努めなければならない。」と規定していることから、「民間団体などとも連携しつつ、子どもの発達段階に応じて居場所を確保する努力」がなされるよう、本条例制定後も議会として注視していきたいと考えています。</p>
25	市の責務(第8条)	<p>「居場所」の確保が市の責務として明示されている。解説には民間団体などとの連携についても言及がなされており、フリースクールやフリースペース等の役割が市政の中で確立されつつあることに期待ができる。</p>	
26	市の責務(第8条)	<p>第3項について、昨今は子どもを取り巻く環境の優先度が低くなっている。子どもの未来をより大事に</p>	<p>第3項にて「市は、子どもの発達に応じて、遊び、学び、休息のできる居場所を確保することに努めな</p>

		<p>した横須賀市になってほしい。</p> <p>また、小学校での授業の時間が長く、放課後に子どもたちが遊ぶ時間が十分に取れない状況にあり、子どもの遊ぶ時間を確保するための取り組みを推進するよう、条例に書き加えてほしい。</p>	<p>なければならない。」と規定していません。「その子ども一人ひとりにとって、最も良いことが第一に考えられなければならない」という考えに基づき、その確保がなされるよう、本条例制定後も議会として注視していきたいと考えています。</p>
27	市の責務(第8条)	<p>条文の「貧困等、どのような事情があっても」は、解説の「家庭の事情や社会的要因によって」という書き方の方が分かりやすい。</p>	<p>「貧困」は大きな社会問題となっており、条例策定の協議の場でも大きな危機意識を共有しています。そのため、条文にも「貧困等、どのような事情があっても」としていません。</p>
28	市の責務(第8条)	<p>子どもの権利条約では、条約を批准した締結国における行政機関も含めて条約を実行する義務があるため、本条の努力義務の表現を義務規定に変えるべき。</p>	<p>条約では国の義務を定めていません。横須賀市の子どもの権利が守られるよう、本条例制定後も議会として注視していきたいと考えています。</p>
29	学校等の責務(第9条)	<p>学校等というくくりがあるがゆえに「学び」という言葉が出てきているかもしれないが、定義でさまざまな機関がここに含まれるとすれば、あえて「学び」だけをクローズアップすることに違和感がある。子どもの自己肯定感の低さなどを考えるとバランスのとれた「すこやかな育ち」を目指すことが大事。学びに加えて遊び、余暇、休息、文化や芸術に触れる権利も含めて明記したほうがいい。</p>	<p>バランスのとれた「すこやかな育ち」を目指すことは重要なことと考えます。</p> <p>ただし、本条は「学校等の責務」を規定しており、一義的に「学び」を記載する事が必要と考えています。</p> <p>しかしながら、「学び」は文字どおりの「学び」だけではなく、遊び、文化や芸術に触れることで得られる「学び」も含まれていると考えています。</p>
30	学校等の責務(第9条)	<p>条約第28条「教育機会の平等」に対応した内容が条文・解説に言及されており、全ての子どもの教育機会の確保のための支援教育の発展の足掛かりとなる条項として期待ができる。</p> <p>一方、横須賀市ならではの課題としては、外国にルーツをもつ子どもたちへの支援が挙げられる。条例案中「全ての子ども」には、そうした</p>	<p>「外国にルーツをもつ子どもたち」が多いことは、横須賀の特色であるといえます。第17条では「多様性の尊重」を独立した条項として規定し、「人種などの多様性の尊重」を定めています。「外国にルーツを持つ子どもたち」も当然「横須賀の子ども」です。そうした実情も踏まえながら、しっかりと支援の手が届くよう、本条例制定後も議会として</p>

		子どもたちの実情があることも特筆すべきと考える。また、それは学校としての責務だけでなく、地域や事業者にも通ずる課題である。	注視していきたいと考えています。
31	学校等の責務（第9条）	<p>子どもへの周知方法が不十分と思う。児童養護施設や里親家庭で渡しているような「子どもの権利ノート」を一般の児童にも市の責務（予算措置）として作成・配布し、子ども本人と保護者がいつも見られるようにしたらどうか。</p> <p>また、学校の授業だけではなく保護者からも内容を読んでもらうことで、いっしょに権利について学習できるよいチャンスだと思う。</p> <p>また、今後、これら条例の文言を、子どもが理解できる文言へと変えていく必要があり、子どもたちへ条例の説明をする際に、子どもと共にその文言について考える作業を必ずしていただきたい。</p>	<p>子どもに限らず、全ての市民に対して本条例及び「子どもの権利」を周知することは、本条例の最も重要な部分であるといえます。</p> <p>特に子どもへの権利の周知は大事であり、本条例制定後、「子どもの権利」を周知するリーフレットに本条例が制定されたことを加え、作成される予定です。そのリーフレットを学校等や家庭で活用し、保護者も子どもと一緒に権利について考えてほしいと期待しています。</p> <p>周知は本条例の肝であるため、しっかりと周知がなされるよう、本条例制定後も議会として注視していきたいと考えています。</p>
32	学校等の責務（第9条）	学校内において過度な競争をするべきではなく、個人がのびのびと学べ、子どもたちが協力しあい学べる場を提供してほしい。	多様な学びを得ることが重要であると考えますので、子どもにとって最適な学びが得られるよう、本条例制定後も議会として注視していきたいと考えています。
33	学校等の責務（第9条）	<p>育ち、学ぶ施設における子どもの安全について言及してほしい。</p> <p>災害や事故などから子どもを守るための責任が、施設管理者にあることを明確にしてほしい。</p>	第1項「子どもが自ら学び、すこやかに育つことができるよう、その環境をつくる」の中に含まれると考えています。
34	学校等の責務（第9条）	<p>学校の校則は子どもの人権に大きくかかわるものであり、子どもの意見の反映及びその意見の尊重も求められる。</p> <p>また、医療ケアの必要な子どもの送迎体制が学校側で保障されておらず、保護者が送迎している実態がある。障害のある全ての子どもの教育を受ける権利を保障するために、</p>	<p>学校の校則における子どもの意見の反映及びその意見の尊重、医療ケアの必要な子どもの支援はともに大事なことと認識しています。</p> <p>ただし、本条例は、その基礎となる「子どもの権利」を規定し、その権利を保障するための基本的な施策を定めるものです。そこから派生する具体的な施策については、本条</p>

		<p>送迎を含め、人的、物理的条件を整えなければならない。</p> <p>上記を踏まえて、学校等の責務に追加すべき。</p>	<p>例制定後、他自治体の取り組みやいただいたご意見を参考に検討され、効果的な方法を用いてすすめられると考えますので、議会として注視していきたいと考えています。</p>
35	学校等の責務（第9条）	<p>「学校等は、行き過ぎた指導等により、子どもの心身を傷つけるようなことがあってはならない」という項目を入れられないか。例えば部活動の指導で過酷な練習を強いられたり、強い口調で怒られたりということから子どもを守ってあげたい。</p>	<p>「学校等は、行き過ぎた指導等により、子どもの心身を傷つけるようなことがあってはならない」ことは、とても重要なことです。</p> <p>第13条「虐待及び体罰の防止」において、学校等においても体罰をしてはならないことを定めています。</p>
36	地域の責務（第10条）	<p>発達障害や環境の不一致による不登校児童生徒も、放課後等デイサービスを利用できるようにしていただきたい。学校に籍を置いていても通えていない、利用していない不登校児童生徒も、地域の一員である。</p> <p>解説に障害の有無だけではない不登校や、ホームスクールを選択している子どもたちのことも入れてほしい。「不登校児童生徒」「ホームスクール」を選択している子の権利も守られる横須賀であってほしい。</p>	<p>「不登校児童生徒」や「ホームスクール」を選択している子も地域の一員であり、大切な「横須賀の子ども」です。その子どもにとって、最も良いことは何かを考えていく必要があります。</p> <p>ただし、本条例は、その基礎となる「子どもの権利」を規定し、その権利を保障するための基本的な施策を定めるものです。そこから派生する具体的な施策については、本条例制定後、他自治体の取り組みやいただいたご意見を参考に検討され、効果的な方法を用いてすすめられると考えますので、議会として注視していきたいと考えています。</p>
37	地域の責務（第10条）	<p>市と協働してこれに努めなければならない地域の責務として、協力をすることは大切である。しかし、市と地域が協働するものなのか。</p>	<p>解説にも記載のとおり、子どもにとって、多くの時間を家庭や地域で過ごすこととなります。よって、地域の住民及び団体の役割はとても大きいものと考えています。地域に市がバックアップ、または協働することにより、効果的に行われるものと考えています。</p>
38	事業者の責務（第11条）	<p>解説に「働きながら子育てをすることが一般になりつつある」と明記してあるのにも関わらず、その多く</p>	<p>本条では、「事業者の責務」を定めています。「働きながら子育てをすることが一般になりつつある」とし</p>

		<p>の働きながら子育てをする世帯が利用する保育園や放課後児童クラブの施設数が充分ではなく、利用料も高額で、また、そこで働く職員の待遇も良くない事について、市はどう考えているのか。職場の環境作りも大切だが、実際に、保育所に入る事ができず、仕事を辞めざるを得ない保護者がいる今の環境では、意識の向上は難しい。市が放課後施策に力を入れてみてはどうか。</p>	<p>て、現在の社会状況を確認し、その中での事業者の子どもの権利保障における役割は大きいことを述べています。子どもの放課後施策の重要さは認識しておりますが、本条では、「事業者の責務」に関して定めておりますので、本条での記載は考えておりません。</p> <p>第8条「市の責務」の第2項に「市は、保護者、学校等、地域及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。」としています。保護者への支援、放課後施策の重要性は認識しており、本条例制定後も議会として注視していきたいと考えています。</p>
39	子どもに関する施策の推進（第12条）	<p>コロナ禍において、人と人とのふれ合いが乏しい子どもたち。そのストレスや困り感は、一人ひとり違いがあるので、ひとまとめの対策では、子どもの人権を守り、健やかに育てることは難しい。学校や他機関が協力して対策をしていただきたい。そのためには条例だけでなく、子どもの権利を守るための環境を整備すること、具体的な方針や人員の確保、それにみあう予算をとり活用するなど、取り組みを示していただきたい。また、子育てには建物や公園、道路など、ハードやまちづくりは欠かせない要因があるため、全庁でかかわることが求められる。</p>	<p>子どもに関する分野は多岐にわたり、その連携は最も重要なことと考えています。また、条文記載の「子育て、教育、福祉、保健、医療」だけでなく、全庁でかかわることの重要さはご指摘のとおりです（「等」に含まれます）。</p> <p>具体的な施策に関しては、本条例制定後、他自治体の取り組みやいただいたご意見を参考に検討され、効果的な方法を用いてすすめられると考えますので、議会として注視していきたいと考えています。</p>
40	子どもに関する施策の推進（第12条）	<p>第3項について、市はまず、市民団体の育成をすることが大切である。団体を育成し、その団体と個人をつなぐ、ソーシャルワーカーやコーディネーターなどの大切な役割の人材を配置してつながる。踏み込</p>	<p>「市民団体の育成」を含めて職員へ研修は必要です。関係する団体の育成についても計画的に推進していかなくてはなりません。</p>

		んで記載していただきたい。	
41	虐待及び体罰の防止(第13条)	解説において、虐待という言葉で簡潔に書かれているが、いじめ同様に身体的・心理的(言葉の暴力、無視)・性的などさまざまな虐待があると考えられる。また、例えば教育虐待という虐待もある。そうしたことも踏まえて、もう少し詳しく明記したほうが分かりやすいのではないかと。	虐待の定義は、厚生労働省では「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」と分類されていますが、例えばご指摘のとおり、それに含有されるであろう「言葉の暴力・無視」「教育虐待」など様々な考え方があり、どのくくりのものを、どのレベルのものまで記載すべきか、判断が難しいと考えられます。本条では、「児童虐待の防止等に関する法律、及び改正児童福祉法で定める虐待・体罰」として、ここでは「虐待」と表現しています。
42	虐待及び体罰の防止(第13条)	学校や児童相談所との連携において、民間の放課後児童クラブ指導員は、情報を共有してもらえないケースが多い。個人情報の遵守は重要だが、すぐに対応しないといけないケースも多くある。学校との情報交換ができないなど、現在は連携が取れていないように思う。また、学校や児童相談所の連携なども必要である。	虐待防止、早期発見、そして対応において、各機関における「連携」はとても重要であり、その連携の重要性を本条で定めています。 本条例は、子どもの権利を保障するための基本を定めるものです。具体的な施策については、本条例制定後、他自治体の取り組みやいただいたご意見を参考に検討され、効果的な方法を用いてすすめられると考えますので、議会として注視していきたいと考えています。
43	虐待及び体罰の防止(第13条)	虐待を防止するがゆえに、保護者を追い込むことのないような仕組みを構築していただきたい。保護者の生活にゆとりがない、精神的な支えがないため、子どもへの虐待につながるケースが多い。また保護者を追い詰めれば虐待が内在化して表面化しにくくなる。保護者に予防策を示し、SOSを出しやすくすることが一番の解決策である。子どもの命、そして頼れる場所のない保護者を救い、支えられるようにしていただきたい。	条例案を策定する協議の中でも、保護者への支援については多く協議され、協議の結果、第3項に「子育て家庭の孤立や虐待を予防するための支援に努め」を追加するなど、保護者への支援を本条例においても重視しています。また、地域全体で取り組むことも重要です。 具体的な施策に関しては、本条例制定後、他自治体の取り組みやいただいたご意見を参考に検討され、効果的な方法を用いてすすめられると考えますので、議会として注視し

		<p>地域についての記載があるが、町内会などの地域における繋がりも薄くなっており、不審者などの観点から、子どもや子育て世代に声をかけることがはばかれる場合もあると思うが、具体的な方針はあるのか。</p> <p>もっと横須賀市の市民のつながりを一般的に周知してほしい。人が集まる場所に子育てに関する手助けの周知が当たり前のようにあってほしい。</p>	<p>ていきたいと考えています。</p>
44	虐待及び体罰の防止(第13条)	<p>児童相談所の職員の人員不足を感じている。親子の困り感を聞いてくれる身近な職員をしっかりと増やしていただきたい。放課後児童クラブの現場でも、児童相談所の担当職員が多忙でなかなか連携が図れずにいたことがあった。また児童相談所は土日に一時保護を求めても職員は対応していない。虐待から子どもを救うには、予算をかけて人員の配置をするべき。</p> <p>保護者の虐待が発生するタイミングは、学校での面談期間が多く、子どものしつけや育て方を批判されることで、子どもへの虐待が発生することが多いと感じている。児童相談所からも、保護者の育て方のまずさを指摘されるケースがある。ただ虐待を否定するのではなく、親子の思いを相互に聞き親子が安心した関係を築き、保護者を支えられるように、専門的な知識や技術を有する人材養育に努める、必要な体制をつくるという点に力を入れて欲しい。</p>	<p>第8項に「市は、虐待防止、子どもの保護、虐待した者への指導などに関わる専門的な知識や技術を有する人材の養成に努め、必要な体制をつくるよう努めなければならない。」と規定しています。これは、条例案の協議の中で、「児童相談所の虐待対応における重要さ」「児童相談所の職員という専門性がある中で、市役所という組織の中での人事異動で、その専門性を保つ難しさ」なども課題として挙がるなど、特に必要なこととして規定を設けたものです。</p> <p>本条例制定後、市は、条例の規定に従い、体制を整えていくものと思われまますので、議会として注視していきたいと考えています。</p>
45	虐待及び体罰の防止(第13条)	<p>実際、虐待やいじめにあった子どもたちは、どこに、どうやって相談や申し立てができるのか。条文の中</p>	<p>現在、虐待については、他自治体と合同で実施している「こどもの悩み、子育ての悩みについてのL I N</p>

		<p>で、権利の侵害に対してどのように対応し救済していくのかを項目として明記したらどうか。</p> <p>子どもたちが気軽に相談ができる第三者機関とシステム（夜間電話相談やSNSなど）を作っていかなければ、権利の保護には繋がらない。</p>	<p>E相談」、いじめについては、「子どもの悩みホットライン」などがありますが、やはり、いずれにしても周りの大人がそうした異変に気付くことが重要だと考えています。</p> <p>本条例では、子どもたち自身に「子どもの権利」を理解してもらい、また、周りの大人が異変に気付けるように、その周知や関係機関の連携などを規定しています。</p> <p>具体的な施策については、本条例制定後、他自治体の取り組みやいただいたご意見を参考に検討され、効果的な方法を用いてすすめられると考えますので、議会として注視していきたいと考えています。</p>
46	虐待及び体罰の防止（第13条）	<p>虐待により被害をうけた児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰のために措置をとる責務について触れなくてよいのか。学校等や地域、家庭で行われる事かと思うが、市としても、そのための環境づくり、示唆は必要。</p>	<p>横須賀市こども家庭支援センターでは、虐待被害を受けた子どもとその家族との関係の再構築・再統合の事業を行っています。その強化ももちろんですが、ご指摘のとおり、「学校等や地域、家庭で行われる」ことも重要であるため、各関係機関の連携を進めることについて、議会として注視していきたいと考えています。</p>
47	虐待及び体罰の防止（第13条）	<p>家庭内の虐待は外から見えずらく、子どもが幼い場合、虐待を受けていることに気付かないこともある（性暴力など）。虐待はいけないこと、我慢しなくていい、逃げていいのだということを、子どもたちにきちんと教えてあげるべき。</p>	<p>第9項に「市民への啓発活動について」定めています。ご指摘のとおり、子ども自身へ理解を深めることが重要であると考えますので、本条例制定後、市は、条例の規定に従い、啓発を行っていくと認識していますので、議会として注視していきたいと考えています。</p>
48	虐待及び体罰の防止（第13条）	<p>他の条文に比べて多すぎる。虐待や体罰の防止は重要なことではあるが、それ以外も同等に重要である。</p>	<p>虐待対応件数は、増加傾向にあり、横須賀市でも深刻な問題となっています。</p> <p>そうした中で、本条例案の協議の場でも、前文にもあるとおり、「横須賀の子は横須賀が守る」として、特</p>

			<p>にこの「虐待・体罰の防止」を重要なテーマとして協議を行いました。</p> <p>「虐待・体罰を防止する」と強い意思をもって策定したため、他の条文に比べ、条項が多くなっています。</p>
49	いじめの防止(第14条)	<p>所轄警察署と連携、重大事案に対する市及び学校の対処方針をより具体的に謳うべきではないか。直近の事案では、学校は重大事案の表面化を回避する動機が働きやすいことが再び示された。よって所轄警察署との連携を強調し、外部への情報提供により早期介入を促すことは必要性が高い。</p> <p>また、子どもたちに対しても「大人の社会ではこれは「〇〇罪」に当たるんだよ」など、外部の権威の教育もあれば、子どもたちもより心に響くのではないか。</p>	<p>本条例は、基礎となる「子どもの権利」を規定し、その権利を保障するための基本的な施策を規定しており、いじめの対応については、「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」に則り、対応をすることとしています。</p> <p>いじめが起きた際の対応については必要に応じ、当然警察との連携もしていくことと考えますが、ご指摘のとおり、「重大事案の表面化を回避」することがないよう、対応することが重要であると考えます。条例制定後も、議会として注視していきたいと考えています。</p>
50	いじめの防止(第14条)	<p>いじめの被害にあった子どもの心のケアは大変重要と考えられ、その項目がない。また、加害側の子どもや保護者への対応も大切。いじめを認めてはいけませんが、いじめる側の気持ちを知ることはさらに重要である。そのことを共通の理解とする文言を加えて欲しい。</p>	<p>ご指摘のとおり、「いじめの被害にあった子どもの心のケア」「加害側の子どもや保護者への対応」も大切と考えます。</p> <p>具体的には、「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」に則り、解決をしていきます。</p>
51	子どもの参加(第15条)	<p>「施策づくりへの子どもの参加の機会の確保」とは、具体的には、どのように施策づくりに参加するか。また、この条例の作成への子どもの参加はあるのか。</p>	<p>本条例策定における子どもの参加については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、そのような場を設けることができませんでした。第3項にあるとおり、今後においては、子どものための施策づくりへの子どもの参加の機会の確保に努めなければなりません。</p>
52	子どもの参加(第15条)	<p>子どもが自らの意思で参加を希望しない場合、学校等の組織における活動についての子どもの参加しない権利はあるのか。それについて</p>	<p>本条文は、子どもが自らの意思で参加する権利を保障するもので、その参加を強制するものではありません。</p>

		の明記は無いのか。	
53	子どもの参加 (第 15 条)	本条例案では、子どもが主体となる場面についての言及が少ない印象を受けた。条例に限らず、子どもたちが一権利者として社会参画できる制度や機会が、条例制定を機に増えていくことを期待する。	前文にて「子どもも一人の人間として様々な権利を有し、一人一人の個性が尊重されることは当然である。」と規定しており、その他にも「子どもの参加」について規定しています。 本条例制定後、条例の趣旨に則り、取り組みがなされていくと認識していますので、議会として注視していきたいと考えています。
54	障害のある子どもへの支援 (第 16 条)	具体的に「同じように」とはどのように解釈するのか。 また、障害のあるなしに関わらず、誰一人として同じ生活ができる子どもは存在しない。一人一人の意思や個性に寄り添った生活こそ守るべきであると考えられることから、「同じように」と言う文言は適当ではないと考える。	「同じように」とは、一人ひとりの人権が同じように保障されなくてはならないという趣旨です。様々な機会が同じように保障され、適切な支援がなされなくてはなりません。
55	障害のある子どもへの支援 (第 16 条)	「特別の養護を受ける権利」の「特別」とはどう特別なのか。	障害のある子どもは、可能な限り社会に参加し、その子どもの発達を成し得る方法で支援を受けることができ、そのことを「特別の養護」と表現しています。
56	多様性の尊重 (第 17 条)	「人種や性、宗教、社会的出身など」について、本市は外国及び外国籍にルーツがある子どもが多いことを踏まえ、国籍や言語についても記載した方がよい。	「外国にルーツをもつ子どもたち」が多いことは、横須賀の特色であるといえます。そうしたこともあり、本条例において特に本条を設けています。 ただし、この例示については、全てを記載することはできないため、代表的な事項を掲載し、その他の事項は「など」に含めています。
57	市民への周知・啓発 (第 18 条)	本条例によって、子どもの立場からすると何がより守られるのかがあまり伝わらない印象がある。この条例が制定されることで、横須賀市は子どもの権利を守ることを前面	「子どもの権利」について、大人も子どもも知らない人が多くいると考えられます。まずは、子ども自身、そして大人も「子どもの権利」について、正しく知ることが最も重

		<p>に謳う自治体であることのスタートラインに立つ。それがどれだけ意味があるかその思いをぜひ市民に押しつけていただきたい。</p> <p>また子どもの権利自体を知らない人も多いことと思うので、子どもたち、周りの大人、事業者など、とにかくわかりやすい周知が1番重要。子どもたちがすぐ実践できる伝え方が大事である。</p> <p>「市民に周知・啓発する」とあるが、具体的にはどのような啓発を予定しているのか。</p>	<p>要なことと考えます。</p> <p>子ども達に対しては、本条例制定後、「子どもの権利」を周知するリーフレットに本条例が制定されたことを加えた内容で作成され、周知が進められます。また、その後も子どもも含め市民に対し、周知が進められると認識していますので、議会として注視していきたいと考えています。</p>
58	児童福祉審議会への報告(第19条) 評価・検証(第20条)	<p>児童福祉審議会に加えて、当事者である子どもたちの意見を報告、評価、検証しなくてはならないと考える。</p>	<p>第15条第3項にあるとおり、「子どものための施策づくりへの子どもの参加の機会の確保に努めなければならない」としています。</p>
59	附則	<p>実施してみても市民や子どもの意見も踏まえて、この条例をよりいいものに変更できるよう5年ごとの見直しを附則に記載していくことも必要と考える。</p>	<p>現在、市議会では、議員提出で制定した条例については、年1回、所管の常任委員会で検証をすることとしています。定期的に、本条例が現状に即して有効かどうか、議会として見直しをしていきます。</p>
60	附則	<p>この条例が令和4年7月1日から施行なのが残念。不登校や、誰にも相談できず困っている子どもたちはたくさんいるので、なるべく早く施行してあげてほしい。</p>	<p>本条例では、「子どもの権利」だけでなく保護者、学校等、地域や事業者などの責務などを定めており、条例制定後、一定期間の周知期間を設けることが望ましいと考えています。「なるべく早く施行してほしい」というお気持ちは分かりますが、ご理解賜りたいと存じます。</p>
61	その他	<p>このような理念を掲げることはとても素晴らしいと思う。ただ、せっかく条例にするからには、権利条約を分かりやすい形にして提示するだけでは不十分で、横須賀市独自の具体的な案を出していただき、それを実行してほしい。</p>	<p>本条例は、その基礎となる「子どもの権利」を規定し、その権利を保障するための基本的な施策を定めるものです。そこから派生する具体的な施策については、本条例制定後、規則の策定等の中で、他自治体の取り組みやいただいたご意見を</p>

62	その他	<p>リプロダクティブヘルスライツに対する事項が含まれていない。未成年者が妊娠を経験した場合に「中絶をする」「産み育てる」意思決定を肯定的に支援する必要がある。</p>	<p>参考に検討され、効果的な方法を用いてすすめられると考えますので、議会として注視していきたいと考えています。</p>
63	その他	<p>子どもの権利を侵害された時の相談、救済措置について触れていない。権利救済は、子どもの権利条約の肝である。</p> <p>子どもの権利擁護委員（または人権オンブズパーソン）の設置について条例に加えてほしい。</p> <p>子ども本人が困った時、自分で相談でき、声を上げた子どもが守られ、子どもの立場にたって相談に乗ったり、解決の手助けをしたりする仕組みが必要。</p> <p>また、この条例の評価、検証について、児童福祉審議会で、この条例案の実行性を担保するのは、難しい。子どもの意見の反映や、子どもに関する権利侵害や差別等に関する実態調査や苦情、相談にすぐに対応できる第三者機関の設置がないと、権利に関する課題解決や実質的な権利保障は進まない。</p>	<p>国の動向として、子どもの権利が侵害された時の相談・救済機関については、日本財団が国に対して法制化を提案している「子ども基本法」でもその必要性が示され、国において検討が進められており、本条例への規定を見送りました。</p> <p>今後そうした国の動向に合わせ、検討がなされるように、議会として注視していきたいと考えています。</p>
64	その他	<p>子どもたちの意見が反映されていないことが残念。子どもたちが守ってほしい権利とは一体何なのか。一度耳を傾けてほしい。</p> <p>今回はもう間に合わないのだと思いますが、条例ができたならこれで終わりにするのではなく、修正する際やこの条例を広める場などで多くの意見を取り入れる機会を設けていただきたい。</p>	<p>本条例策定における「子どもの意見聴取」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、そのような場を設けることができませんでした。また、11月7日に、本条例についての懇談会、本パブリック・コメント手続きにおいて、子どもの参加も可能ではありました。</p> <p>第12条2項に定めるとおり、「施策の推進にあたっては、子ども、保護者及び関係する団体の意見を聴く」ことを定めています。「多くの意見を取り入れる機会」を設けること</p>

			については、議会として注視していきたいと考えています。
65	その他	今回、期限ばかりを気にしているように感じた。いつまでに作り上げる目標は大事だが、そのプロセスが大事にされていないように感じる。市民、子どもたちを置き去りにした施策にしないように、作成期間の延長を切に願う。	本条例案の協議のため、令和2年12月に「子どもの権利検討協議会」が設置され、同月11日に初協議が行われました。以降、令和4年の3月1日の本パブリック・コメントに対する協議まで、19回の条文協議、2か所の現地視察、3回の専門家からの意見聴取、令和3年11月7日には市民向けの懇談会を実施しています。作成期限ありきではなく、十分な協議時間が確保されたと考えています。